

プロジェクト 収益認識

項目 【検討項目 6】公開草案の適用範囲（資金決済に関する法律）

本資料の目的

1. 本資料は、「【検討項目 6】公開草案の適用範囲」（資金決済に関する法律）に関連するコメントを検討することを目的としている。

公開草案の適用範囲に関して寄せられたコメント

2. 公開草案の適用範囲について、次の意見が寄せられている。

本公開草案の適用範囲は、会計基準改正案第 3 項に定められている。一方、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「仮想通貨実務対応報告」という。）においては、既存の会計基準との関係が示されており、「仮想通貨については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、本実務対応報告においては、仮想通貨に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定めている。」（第 33 項）と示されている。

また、仮想通貨実務対応報告第 26 項では、自己の発行した仮想通貨などについては、仮想通貨実務対応報告の範囲から除外されている。

したがって、仮想通貨に関する取引については、本公開草案の適用範囲に含まれるか否かが不明瞭であり、この点を明確化すべきであると考えられる。

事務局対応案

3. 本公開草案に対して、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）における仮想通貨が、本公開草案の適用範囲に含まれるかどうかについて明確化すべきであるとのご意見が寄せられている。
4. 資金決済法における仮想通貨について、企業会計基準委員会は 2018 年 3 月に実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を公表している。実務対応報告第 38 号は、資金決済法に規定する仮想通貨（ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨を除く。）を対象としており、仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理等について定めている。したがって、例えば、企業が顧客に仮想通貨を売却した場合、本公開草案を

適用するのか、実務対応報告第 38 号を適用するのが問題となり得ると考えられる。

5. 仮想通貨に関連して、2019 年に資金決済法と金融商品取引法がそれぞれ改正されている。改正資金決済法は、「仮想通貨」を「暗号資産」に名称を変更し、改正金融商品取引法は、「電子記録移転権利」を定義したうえで、電子記録移転権利は暗号資産に該当しないこととしている。これらの法改正を受け、企業会計基準委員会では現在、基準開発の可否を含めた議論を行っている。
6. 以上を踏まえ、暗号資産及び電子記録移転権利に関連する取引については、本公開草案の範囲から除外することが適切であると考えられる。ここで、暗号資産及び電子記録移転権利に関連する取引が実務対応報告第 38 号の範囲に含まれる場合にはこれに従って会計処理をすることとなり、範囲に含まれない場合には、関連する会計基準等の定めが明らかではない場合として、企業が会計方針を定めることになると考えられる。
7. 以上の分析を踏まえた文案は、次のとおりである。

文案

【会計基準改正案】（取り消し線は削除、下線は追加の予定である。）

3. 本会計基準は、次の(1)から~~(6)~~(7)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。

(1)から(6) (省略)

(7) 資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）における定義を満たす暗号資産及び金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）における定義を満たす電子記録移転権利に関連する取引

4. 顧客との契約の一部が前項(1)から~~(6)~~(7)に該当する場合には、前項(1)から~~(6)~~(7)に適用される方法で処理する額を除いた取引価格について、本会計基準を適用する。

ディスカッション・ポイント

「【検討項目 6】公開草案の適用範囲」（資金決済に関する法律）に関する事務局の提案についてご意見をいただきたい。

以 上